

IFRSフォーラム

Hans Hoogervorst IASB議長講演 「未実現損益を考慮しないことの 危険性」(概要)

IFRS財団アジア・オセアニアオフィス プラクティス・フェロー 米国公認会計士 たなか ひろみつ
田中 浩充

昨今、日本でも、国際財務報告基準（IFRS）適用に向けた動きが加速化しており、IFRSを任意適用する企業、又はIFRS適用の検討を始めた企業も多業種にわたり、その数もますます増加しています。そのような中、2014年9月3日に東京で約600名（大阪・名古屋のサテライト講演を含むと約1,000名）の規模でIFRSフォーラムが開催されました。IFRSの設定主体である国際会計基準審議会（IASB）のHans Hoogervorst議長が来日し、IASBやIFRSに関する最新動向や将来の展望について講演を行いました。本稿では、Hoogervorst議長による「未実現損益を考慮しないことの危険性」（The dangers of ignoring unrealised income）と題した講演の内容をご紹介します。なお、本講演の要旨については、執筆者がまとめたものであり、より正確な理解のためには、IASB財団ウェブサイトに掲載されている原文をご参照ください。

はじめに

東京を再訪できたこと及びKPMGがIFRS財団と共催してくれたことを非常に嬉しく思います。今回は2つの論点についてお話する予定です。1つ目は世界におけるIFRSの使用に関する我々の最近の考察に関して、そして2つ目に、新しい「概念フレームワーク」に関する中で最も重要な論点の1つ、純損益及びその他の包括利益（OCI）の意義についてお話いたします。

世界におけるIFRSの適用状況

IFRS適用の波は加速しており、10年前には誰もIFRSを使用していませんでしたが、今では130の地域の

うち107の地域においては全部又は大部分の企業がIFRSを使用しています。それに加えて、13の地域においてはIFRSの使用が任意的に行われています。中国はまだ採用していませんが、その基準はIFRSに非常に近いものであり、また、香港で上場している多くの中国企業が、外国の投資家を引き込むためIFRSに準拠した報告をしています。

日本におけるIFRSの適用状況

ほとんどの地域においては、政府機関の決定により上場企業のIFRS適用が義務付けられたのに対し、日本は、IFRS適用が個々の企業の選択によるものとされました。日本での適用企業数はこの1年で20社から44社に倍増しました。日本経済団体

連合会は、東京市場の時価総額の20%に当たる約60社が来年末までにIFRSを適用していると予想しています。日本はIFRSの適用について着実に前進しています。

IFRSを適用した企業から、その理由の1つには、世界中に多くの子会社がある企業にとって、親会社向けの内部報告と現地での外部報告の両方の財務報告言語を単一にすることが、単純に効率的でコストが低くなるからだということを聞いています。もう1つには、IFRSで財務報告をすることにより、日本企業は世界中の投資家とのコミュニケーションが容易になります。投資家が複雑な日本基準を理解するのは容易ではありませんが、IFRSについては理解しているため、IFRSを採用すれば外国の投資家にとって日本の株式

への投資がより魅力的になります。日本における、企業会計基準委員会（ASBJ）と金融庁のIFRS受入れへの非常に建設的な取組みに国際会計基準審議会（IASB）は非常に感謝しております。

IASBは、ASBJによる新しい日本会計基準のセット、いわゆる修正国際基準（JMIS）に関する最近の公開草案について、高い関心を持っています。JMISは、基本的に、IASBが公表したほとんどのIFRSにASBJが提案している、のれんの会計処理と、いくつかのOCI項目のリサイクリングに関する処理の2つの主要な修正を組み合わせたものから構成されています。

現在、日本基準とIFRSとの間にはこれら2つの論点以外にも多くの相違があり、提案された修正はもっと多くなっていた可能性もあるのですが、ASBJが非常に短い期間に懸命に作業され、IFRSとの相違を非常に少ないものにしてきたことは称賛すべきことだととらえています。JMISがどの程度、日本企業にとって魅力的な選択肢となるのかはまだ分かりませんが、多くの日本企業がのれんの償却とすべてのOCI項目のリサイクリングに非常に関心があることは承知しており、一部の日本企業にとっては、JMISは全面的なIFRS採用への中間的なステップとして、重要な選択肢となるかもしれません。しかしながら、JMISは、外国の投資家にIFRSとして認識されないでしょう。これは相違がたとえ小さくても、単純にJMISがIFRSとは異なるものだからです。また、JMISで報告する企業は引き続き、日本での活動のための言語と海外の子会社の活動の言語という2つの異

なる会計言語で作業することになるでしょう。つまり、JMISを採用する企業は、コスト削減や国際的な投資家との関係の改善に関するIFRSの完全な便益を得ることなしに、新しい会計基準への移行コストのすべてを負担することになります。会計基準の変更を検討している日本企業の大部分にとっては、IFRSの採用の方がおそらく依然として魅力的な選択肢となるでしょう。

最後にのれんリサイクリングの両方の論点は、企業結合の適用後レビューと我々の「概念フレームワーク」に関する作業の中で、非常に真剣に検討されるということをつけ加えておきます。

「概念フレームワーク」

「概念フレームワーク」の改訂に関する現在の作業についてですが、「概念フレームワーク」に関する作業の中で最も難しい問題の1つは、純損益とOCIを明確に区別することです。これまでの議論では、純損益とOCIとの間の線引きはできておらず、損益項目をどちらかの区分に、自動的あるいは半自動的に分類するような原則を見出してはいません。それでも、いくつかの評価すべき重大な暫定決定を行いました。

まず、純損益を「企業がある期間において経済的資源から生み出したリターンに関する主要な情報」と定義しました。純損益は、ある期間における報告企業の業績に最も関連性の高い情報だと考えています。これは当初、純損益とOCIとの間に明確なヒエラルキーを設けない単一の業績計算書が望ましいとしたIASBの見解からの変更となります。市場で

は純損益に焦点を当てているケースが多くみられ、純損益は、例えば「購入か保有か」に関する決定の基礎や、株価収益率など一般に使用されている評価の基礎、要約された業績指標として考えられています。

純損益が主要な業績指標であるのであれば、純損益には堅牢性が必要となります。リストラクチャリングに係る引当金などのように、非反復的な事象でも、利益や配当に大きな影響を与えることがあり、「一度限り」の損益項目が企業の戦略又は市場状況について劇的な変化を示唆することが多くあります。このため、関心事が市場参加者の注目を逃れることがないようにするために、純損益はできるだけ包括的であるべきです。IASBは、特定の基準の中で、ある項目をOCIに含めることが当該期間における純損益の目的適合性を高めるとIASBが判断する場合を除き、利益及び費用の項目すべてを純損益に含めるべきであると決定しました。これは、基準設定主体がOCIという手段を用いる場合には、高いハードルを越えなければならないことを明確に示すものです。

OCIの使用に関して、例えばキャッシュ・フロー・ヘッジでは、OCIは予定取引が完了するまでデリバティブの価値変動を一時的に置いておくために使用されたり、また、海外事業の外貨換算では、期末と平均の為替レートとの間の「プラグ」としての役割を果たしています。また、IASBは、OCIのプラグとしての使用以外に、より同質性の高い使用区分も発見しました。二重測定（dual measurement）という区分です。二重測定は、ある測定基礎が財政状態計算書について適切で、別の測定基

礎が純損益に適切であるとIASBが判断する場合に生じます。このような場合に、OCIは純損益と貸借対照表との間の橋渡しの役割を果たすのです。

IASBでは、OCIのもっと広範な使用区分も試みました。それは、未実現利益はOCIに計上するという考えです。例えば、長期の資産又は負債の定期的な再測定から生じる未実現損益については、その結果が不確実であるので、未実現であるうちはOCIを使用するという考えです。IASBはこの考え方を慎重に検討した上で、棄却しました。

日本だけでなく、世界中の多くの人々が、未実現利益を含めることは役員報酬や配当の不当な増加につながるおそれがあることから、未実現の損益項目を純損益に含めることの危険性を指摘しています。

しかしながら、未実現損益項目を機械的にOCIに表示するようになってしまうことは、忠実な表現の欠如を生じる可能性、また、受託責任の観点からも好ましくない可能性があると思います。

未実現損益には、利得だけでなく損失も含まれています。OCIの危険性の非常に典型的な例は、いくつかの米国の大手自動車メーカーや航空会社で起きています。それらの会社の従業員給付制度は、巨額の負債をOCIに累積させており、未実現ではありましたが、これらの積立不足は現実のものでなかったわけではありません。実際に、これらの会社の破綻において重要な要因となったのです。これらの負債の着実な増加は、純損益に影響を与えていなかったため、早い時期に問題に直面することがなく、配当を抑えて利益を留保す

るなどの対処ができなかったのです。

デリバティブの未実現損失については、ヘッジ会計以外の場合では、これらをOCIに含めて表示することが適切であるとは考えておりません。デリバティブを純損益を通じて公正価値で測定するという決定は、1994年のオレンジ郡（カリフォルニア州）の破綻などいくつかの非常に重要な事件の後に、その影響を明確に可視化したいという理由から行われました。理論的には、未実現利益をOCIを通じて表示し、未実現損失は純損益を通じて表示することによって、未実現損益の危険性に対処することも可能です。しかし、これは極端な偏り（財務報告の完全な非対称）につながり、経済実態の正確な表現が失われ、投資家にとっては企業業績の把握が困難になります。

未実現損益項目を純損益から除外することはリスクがあります。利益のうち結果が非常に不確実な部分を識別するのに役立ちますが、これによって潜在的にリスクの高い状況を隠す結果となる可能性があります。OCIが長期の資産又は負債の短期的な「市場のボラティリティ」を反映するために使用されている場合に、OCIの中の損益は、純損益に反映される損益よりも確実性が低いかもしれません。しかし、OCIがリスクの兆候を含んでいて、それが考えるよりも早く現実化する場合があります。未実現損益を機械的にOCIに表示することは非常に問題があると思います。

最後にリサイクリングについて述べます。このような純損益の優位性を考慮すると、OCIに含まれるすべての項目は純損益にリサイクリング

すべきであるという反証可能な推定規定が、IASB理事の過半数の賛成により決定されました。しかし、この決定は、我々のすべての基準でリサイクリングがルールとなることを自動的に意味するわけではなく、また、リサイクリングは必ずしも長期間残されていた未実現利益の問題を解決するものではないということも指摘しておきます。とはいえ、IASBのこの決定は、リサイクリングは例外事項ではなくあくまで原則とすべきであるという明確な意思表示です。

以上で、私のスピーチを終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございます。ありがとうございました。